

# 下水道の接続は3年以内!



公共下水道が整備され、供用(処理)開始が行われた区域内の建物所有者は、台所、風呂場などから出る汚水を速やかに公共下水道へ接続しなければなりません。

## 1 くみ取り便所の建物所有者

くみ取り便所は、処理を開始すべき日として公示された日から3年以内に、水洗便所に改造しなければなりません。(下水道法第11条の3)

## 2 浄化槽便所の建物所有者

浄化槽も処理開始公示の日から3年以内に廃止して、汚水を直接公共下水道に放流できるようにしなければなりません。(那覇市下水道条例第24条第1項)



# 水洗化の改造工事に対する補助

## 1 生活扶助世帯補助(持家)

生活扶助世帯のくみ取り便所や、浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は、工事費の全額を補助します。

## 2 障がい者世帯補助(持家)

重度の障がい者世帯のくみ取り便所や、浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は、工事費の25万円以内で補助します。

## 3 低地帯建物の下水道接続補助(持家)

建物が道路より低い位置にあり、汚水ポンプを使用しなければ下水道へ接続できない場合、ポンプ設置工事費の5分の3の額で30万円以内を補助します。

## 4 低所得世帯補助(持家)

低所得世帯のくみ取り便所や、浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は、工事費の補助をします。

・年間所得が50万円未満の世帯員のみの場合、工事費の30万円以内。

・年間所得が50万円以上100万円未満の世帯員がいる場合は、工事費の3分の1の額で15万円以内。

※ただし、1~4の補助はいずれも新築工事は該当しません。

# 公共下水道への接続工事の資金貸付

那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程で定める貸付の対象者が、くみ取り便所や、浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は、上下水道局からその資金の貸付を受けることができます。

## 1 貸付金額・償還方法

1設備につき40万円以内。ただし、共同住宅(同一所有者)は100万円以内。無利子40回以内の毎月均等払い。

## 2 借受人

貸付の対象者:建物の所有者及び所有者の承諾を得た建物の使用者(借家人)

借受人の要件:所得額50万円以上~1,000万円以下の方

共同住宅の場合は、所得額100万円以上~1,250万円以下の方。

## 3 連帯保証人

連帯保証人が、1人必要です。

連帯保証人の要件:①同居人以外であること。②沖縄県本島内に住所を有していること。③所得額が100万円以上であること。